

○中国地方地域公共交通確保維持改善事業第三者評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 中国運輸局は、地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成23年4月1日付国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号、国空環第5号。次条において単に「実施要領」という。）に基づき、中国地方地域公共交通確保維持改善事業第三者評価委員会（以下単に「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、地域公共交通確保維持改善事業に関して、中国運輸局が実施要領の規定に基づいて二次評価を行う際に、当該評価の客観的な実施に資するため、事業の実施状況の確認や事業の評価に必要な事項について調査・助言を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、地域公共交通に係る知見を有する学識経験者等の有識者委員並びに中国運輸局の担当部長級職員で構成する。

2 上記のほか、中国運輸局所管の事業以外で二次評価の対象となる事業がある場合は、必要により、その事業を所管する機関の部長級職員を委員会構成員とすることができるものとする。

3 委員会には委員長を置き、委員長は中国運輸局交通政策部長をもって充てる。

4 行政機関の委員にあつては、代理を出席させることができる。

5 行政機関の委員にあつては、所属部の事業実施がない場合出席は不要とする。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、やむを得ない理由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員会の構成員に送付し、その意見を徴することをもって委員会の開催に代えることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、中国運輸局交通政策部交通企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この設置要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この設置要綱は、平成24年5月25日から施行する。

附 則

この設置要綱の改正は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この設置要綱の改正は、令和2年1月17日から施行する。

中国地方地域公共交通確保維持改善事業第三者評価委員会 委員名簿

(委員)

委員区分	所属・職名	氏名（敬称略）
学識経験者	広島大学大学院国際協力研究科教授	藤原 章正
	米子工業高等専門学校教授	加藤 博和
中国運輸局	交通政策部長	太刀掛 眞治
	鉄道部長	笠原 由之
	自動車交通部長	宮長 勇作
	海事振興部長	迫田 武利